

令和2年5月8日

生徒・保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う  
都立学校の対応について

校長

今般、政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、令和2年5月31日まで延長されたことを受け、東京都教育委員会から都立学校において、以下の対応について通知がありましたので、お知らせいたします。

1 学校の臨時休業の実施について

令和2年5月7日から令和2年5月31日まで臨時休業を実施する。

2 登校日の設定

登校日は、当面の間、設定しない。

3 学習指導

家庭学習を支援するため、紙による教材を活用した学習のほか、学校のオンライン教育の整備状況を踏まえ、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習を課すなど、必要な措置を講じる。

本校は、5月1日付HPに発信したように、臨時休業中の家庭学習について、学校ができる最善の支援をしていきます。生徒、保護者の皆様には、御不便や御心配をおかけいたしますが、引き続き本校の教育活動への御理解、御協力をお願いいたします。